

結核回復者に対する都営住宅特別割当募集要綱

一部改正 平成16年12月9日16都市経指第828号
改正 平成20年3月31日19都市経指第1377号
改正 平成23年6月24日23都市経指第289号
改正 平成24年10月15日24都市経指第774号
改正 平成25年9月24日25都市経指第801号
改正 平成26年9月30日26都市経指第840号
改正 平成27年9月1日27都市経指第761号
改正 平成31年3月28日30都市経指第2039号

第1 目的

この要綱は、結核入院患者であつて病状回復後退院先がないか、又は退院先があつても環境不良等により退院できない者に対し、都営住宅（以下「住宅」という。）を与えることによってその自立の助長と社会復帰の促進を図ることを目的とする。

第2 申込者の資格

一般申込者の資格（東京都営住宅条例第6条）のほか、次に掲げる要件のいずれかを備えているものとする。

1. 生活保護法による医療扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付により入院している結核患者（生活保護法による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受け同時に他法による医療給付を受けている者を含む。）で入居予定月までに退院可能な者
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害者支援施設（清瀬喜望園）の在寮者で結核回復者
3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による勧告又は措置による入院患者で入居予定月までに退院可能な者
4. 戦傷病者特別援護法による更生医療の給付を受けて入院している結核患者（以下「戦傷病者」という。）で入居予定月までに退院可能な者

第3 割当戸数

住宅政策本部長から当該年度に住宅特別割当てを受けた戸数とする。

第4 募集方法

1. 福祉保健局長は、第3の住宅特別割当てを受けたときは次の方法により募集を行うものとする。
 - (1) 第2の1に該当する者については、都内の保護を実施する福祉に関する事務の長（以下「福祉事務所長」という。）に募集の通知を行うものとする。
 - (2) 第2の2に該当する者については、施設の長及び都内の福祉事務所長に募集の通知を行うものとする。
 - (3) 第2の3に該当する者については、保健所長に募集の通知を行うものとする。
 - (4) 第2の4に該当する者については、該当者へ募集の通知を行うものとする。
2. 福祉事務所長及び保健所長は、第2に掲げる該当者（4を除く。）を把握し募集の通知を行うものとし、該当者より第5による必要書類の受領後、内容審査の上、福祉保健局長へ送付すること。
3. 施設の長は、第2の2の該当者のうち都外の福祉事務所保護又は支援を受ける者に対し入居希望を確認し、入居を希望する場合は、当該福祉事務所あて福祉保健局長通知及び申請書類を

送付すること。また、当該福祉事務所は申請書類の内容審査の上、福祉保健局長へ送付すること。

第5 必要書類

第2に定める申込資格者は、都営住宅使用申込書（東京都営住宅条例施行規則第2条の規定による第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、第2の1及び2に該当する者にあつては福祉事務所長に、第2の3、4に該当する者にあつては福祉保健局長に提出するものとする。

1. 第2の1に該当する者

- (1) 福祉事務所長の発行する被保護者証明書
- (2) 住民票の謄本
- (3) 入居予定月までに退院可能であることを証明する主治医の診断書
- (4) 申込時に単身者の場合であつて婚姻を予定している者は、第三者の発行する婚約証明書

2. 第2の2に該当する者

- (1) 施設長の発行する在寮証明書
- (2) 1の(2)及び(4)に掲げる書類

3. 第2の3に該当する者

保健所長の発行する「入所命令発令患者」であることの証明書

4. 第2の4に該当する者

- (1) 戦傷病者であることを証する書類
- (2) 1の(2)から(4)までに掲げる書類

第6 入居申込者の資格審査

福祉保健局長は第5の申込みを行った者についての申込資格の審査を行うものとする。

第7 入居予定者の決定

1. 福祉保健局長は、第6による資格審査の結果地区別の申込適格者（以下「申込者」という。）数が割当戸数と同数である場合又は割当戸数に満たない場合は、その者を入居予定者と決定するものとする。
2. 地区別の申込者が割当戸数を超えた場合は、公開抽せんにより入居予定者を決定するものとする。
3. 公開抽せんの方法は、住宅政策本部で実施している例によるものとする。
4. 第7の1により入居予定者を決定しても、なお当該地区について割当戸数に満たない場合は当該地区の第二希望者をもって充当するものとし、充当できない場合は、抽せん日において、落選者から再募集を行うものとする。
5. 4により再募集を行い申込者多数の場合は、公開抽せんにより入居予定者を決定するものとする。
6. 各地区別に一名ないし二名の補欠入居予定者を決定するものとする。

第8 公開抽せんの通知

福祉保健局長は、第7の2により公開抽せんを行うこととなった場合は、抽せん日時等を入居申込者に通知するものとする。

第9 入居予定者の決定

福祉保健局長は、第7により入居予定者を決定したときは、住宅政策本部長及び入居予定者にその旨を通知するものとする。

第10 入居手続

入居の手続及び決定は、住宅政策本部長が行うものとする。

第11 入居予定者の決定の取消し

1. 第9による通知を受けた入居予定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉保健局長は、入居予定者の決定を取り消し、その旨を住宅政策本部長に通知するものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により入居予定者の決定を受けたとき。
 - (2) 離婚、婚約解消等により単身となったとき。
 - (3) 入居予定者が入居の辞退をしたとき。
 - (4) 病状悪化等により入居時まで退院不能となったとき。
2. 福祉保健局長は、第11の1により入居予定者の決定の取消しを行ったときは、第7の6による補欠入居予定者をもって順次繰り上げるものとし、その旨を住宅政策本部長及び補欠入居予定者に通知するものとする。

第12 入居決定の取消し

住宅政策本部長は第11の1の通知により入居の決定を取り消すものとする。

第13 協議事項

その他の詳細については、福祉保健局長、住宅政策本部長協議の上、決定するものとする。

第14 実施の時期

この要綱は、昭和40年第2回特別割当分から実施する。

附 則

この要綱は、昭和42年1月公募分から実施する。

附 則

この要綱は、昭和51年第1回公募分から実施する。

附 則

この要綱は、昭和52年第2回公募分から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年第2回公募分から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年第2回公募分から実施する。

附 則

この要綱は、都市整備局への名称変更は平成16年4月1日から、それ以外は平成16年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年第1回公募分から実施する。

附 則（23都市経指第289号）

この要綱は、第2の2の内容変更は平成22年第2回公募分から、それ以外は平成20年第1回公募分から適用する。

附 則（24都市経指第774号）

この要綱は、平成24年第1回公募分から、実施する。

附 則（25都市経指第801号）

この要綱は、平成24年第1回公募分から、実施する。

附 則（26都市経指第840号）

この要綱は、平成26年第2回公募分から、実施する。

附 則（27都市経指第761号）

この要綱は、平成27年第2回公募分から、実施する。

附 則（30都市経指第2039号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。